

日医総研日医IT認定サポート事業所制度 (概要)

平成20年度版 (平成20年9月現在)

1 制度の目的

医療機関が日医ITを外部のサポートを得て導入・活用する場合、安心してサポートを委託できる目安となる「認定サポート事業所」を認定し、「認定サポート事業所」の情報を医療機関に提供する。

2 認定の対象・単位

水準の高い日医ITサポートサービスを提供する、所定の要件を備えた事業者が申請するサポート事業の拠点(これを「事業所」と呼ぶ)を、事業所ごとに認定する。

3 「認定サポート事業所」として認定される要件

事業者が申請する事業所を「認定サポート事業所」として認定するために、下記のような要件について書類を中心に審査し、総合的に決定・通知する。

要件の中では特に、認定を希望する事業所は「認定システム主任者」と「認定インストラクター」を各々1人以上雇用・個人資格者として日医総研に登録していることが、必須の要件となる。

なお、「認定インストラクター」と「認定システム主任者」は、兼任することが可能である。

〔「認定サポート事業所」認定の要件〕

「認定システム主任者」を事業所において雇用(常備、下記と兼任可)していること
「認定インストラクター」も同様に、雇用(常備、上記と兼任可)していること
サポート事業所を運営するサポート事業者、及びサポート事業所として、
事業内容を安定的かつ確実に提供することが期待できること
誓約書に記載されている事項を、事業所全体で厳守していること

4 認定事業所申請募集

「認定サポート事業所」の認定申請は年1回募集する。募集要項は適時、ORCAプロジェクトホームページにて公開する。

5 認定と更新の有効期間

認定の有効期間は年度単位（4月から翌年の3月まで）で2年とし、所定の審査（更新手数料が必要となる）を受けることにより更新（年度単位で2年間有効）でき、以降の更新も同様とする。

6 「日医総研日医ITサポート事業所認定証」の発行と「日医総研日医IT認定サポート事業所登録リスト」の作成・公開

日医総研所長は、「認定サポート事業所」として認定した証として「日医総研日医ITサポート事業所認定証」を発行する。

また、認定を受けた事業所を収録した「日医総研日医IT認定サポート事業所登録リスト」を作成し、ORCAプロジェクトホームページ上等で公開する。

7 各種サービスの提供と年会費の負担

「認定サポート事業所」として認定された事業所には、日医総研より次のような各種サービスが提供されるとともに、「認定サポート事業所」はその年会費を負担する。

「認定サポート事業所」情報の医療機関への公開・提供

「サポートセンター」による専用窓口サービスの提供

「認定サポート事業所損害賠償責任保険」による保険サービスの提供

日医総研・日医ITマーク使用の許可

認定サポート事業所の年会費は、1事業所当り120,000円（消費税を含む）を年度毎に負担する。（ただし、複数の事業所を申請する場合は、2件目以降の事業所1件当りの年会費を20,000円（消費税込）とする。）

8 認定・審査方法

審査は、書類審査を中心とした総合審査により行う。

なお、「認定サポート事業所」の要件として、「認定システム主任者」及び「認定インストラクター」を各々1名以上（兼任も可）雇用していることは必須項目として審査する。

9 認定の停止及び取消し

「認定サポート事業所」が、公序良俗に反することや年会費を半年以上滞納したり、認定要件を満たさない状況になったりした場合等、本制度の趣旨に反することが確認された場合、その事業所の認定を停止もしくは取消することができるものとする。

10 認定の更新

認定の更新を希望する事業所は、認定有効期限（年度単位で2年）の満了の年の指定期日までに、更新申請書（事業計画書を含む）を提出しなければならない。

更新の認定は、書類審査を中心とした総合審査を実施した上で認定する。

以上